

八幡平市田沢・曲田地域森林整備推進協定書

(名称)

第1条 この協定は、「八幡平市田沢・曲田地域森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、八幡平市田沢及び曲田地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むとことを目的とする。

(協定対象地域の位置)

第3条 この協定の対象地域は別紙「八幡平市田沢・曲田地域森林整備推進協定位置図」に示す八幡平市田沢・曲田地域の民有林(564.31ha)と矢神嶽国有林60林班外(590.92ha)の森林(面積1155.23ha)とする。

(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる区域について森林共同施業団地(以下、「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、八幡平市田沢・曲田地域森林整備実施計画(以下、「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 事業計画(年次別、所管別、事業区分別、区域別)
- (7) その他(地域材の需要拡大、下流住民に対する普及啓発又は林業事業体の育成強化に関する事項)

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日を始期とし、現行の馬淵川上流地域森林計画の中間年及び国有林野施業実施計画の計画期間である平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の変更又は廃止できる。

(運営会議)

第8条 協定者は、協定事項を処理するため、協議の上運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議したうえ決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 4月 1日

八幡平市
八幡平市長

田村正彦



浄安森林組合
代表理事組合長

畠山紘一



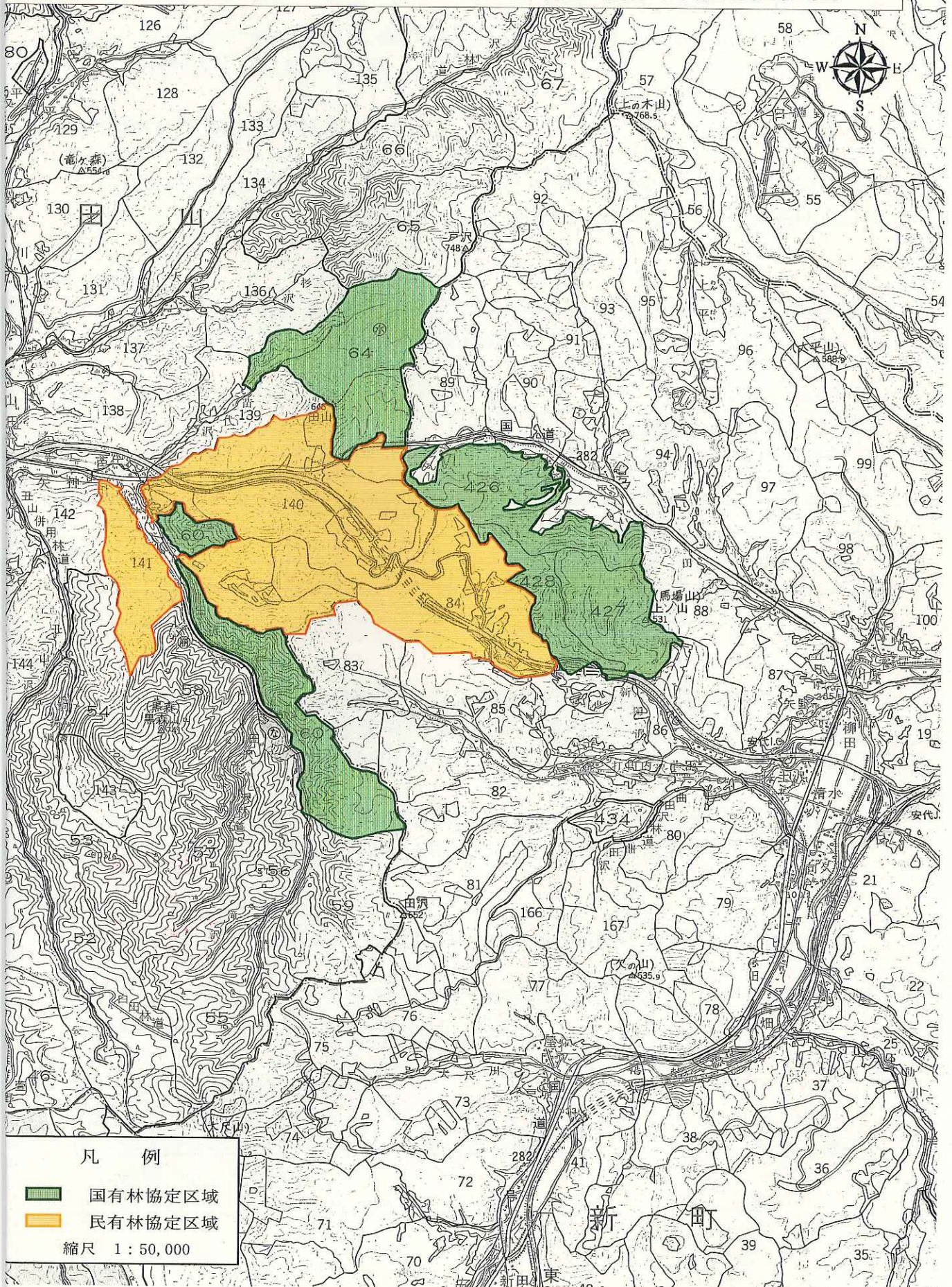
東北森林管理局
岩手北部森林管理署長

山田和夫



別紙

八幡平市田沢・曲田地域森林整備推進協定位置図



八幡平市田沢・曲田地域森林整備実施計画

八幡平市田沢・曲田地域森林整備推進協定書(以下「協定書」という。)第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、八幡平市田沢及び曲田地域の民有林と矢神嶽国有林60林班外の森林とし、別図(事業図)に示す森林共同施業団地(以下「施業団地」)の区域とする。

(2) 面積等

施業団地の森林面積は、田沢・曲田団地は1155.23ha、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積(以下「森林整備面積」という。)239.48haとする。(表1)

(表1)森林所有者別森林面積等

(単位:ha, m)

所有形態別	森林面積	森林整備面積	路網整備延長		備考
			林業専用道	森林作業道	
総 数	1155.23	239.48	4,602	1,370	
団 地	国有林	590.92	196.15	2,040	0
	八幡平市市有林	151.48	15.49	1,055	0
	私有林	412.83	27.84	1,507	1,370
	計	1155.23	239.48	4,602	1,370

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 施業団地は、山地災害防止機能、水源涵養機能の発揮を重視する森林であることから、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

(1) 間伐等の実施方法

- ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
- ② 間伐率については、現実実態に応じて決定する。

(2) 間伐材の搬出方法

間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な間伐材を低コストで搬出できる現地に適合した、作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備及び管理に関する事項

(1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道(林業専用道を含む。)及び森林作業道等施設(以下「路網」という。)の計画的な整備に努める。

(2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。

(3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。

(4) 路網の利用に当たっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。

(5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。

ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。

(6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。

なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。

(7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の年次計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画は、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年度次計画

(単位:ha, m³, m)

所有形態	施業種	H26	H27	H28	H29	H30	計
国有林	主・間伐	13.08	131.91	5.15	41.22	4.79	196.15
	利用材積	1,475	20,634	1,011	7,572	221	30,913
	林業専用道	2,040	0	0	0	0	2,040
	森林作業道	0	0	0	0	0	0
八幡平市	主・間伐	13.88	0	0	1.61	0	15.49
	利用材積	1,888	0	0	183	0	2,071
	林業専用道	1,055	0	0	0	0	1,055
	森林作業道	0	0	0	0	0	0
浄安森林組合 (私有林)	主・間伐	0	12.93	14.91	0	0	27.84
	利用材積	0	1,788	1,942	0	0	3,730
	林業専用道	1,507	0	0	0	0	1,507
	森林作業道	0	500	870	0	0	1,370

7 その他

間伐材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した間伐を実施し、可能な限り搬出販売することにより、間伐材の安定的な供給と利用促進に努める。

